

事業の実施にあたっては、環境アセスメントの結果を踏まえ、環境の保全に十分に配慮しながら工事等を行います。また、環境の変化を監視し、必要に応じて適切な措置を講じるため、事業終了後まで環境のモニタリング※を行います。

※「大気質」「騒音・低周波音」「振動」「水質」「水象」「動物」「植物」等

1.工事着手前における配慮

- 工事施工者に対し環境保全に関する説明を実施し、事業における環境配慮事項、工事施工箇所周辺の重要種情報等を共有し、工事実施時の適切な環境配慮を促します。

2.工事実施時における配慮(一例)

- 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を採用することで、大気汚染物質、騒音、振動の低減に努めます。
- 工事用車両の車輪に粉塵が付着している場合には車輪洗浄及び工事用道路の散水により粉塵の低減に努めます。
- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置するとともに、水質(濁水、pH)を監視します。
- 特に配慮が必要な生物(環境省レッドリスト記載の重要種等)が工事施工箇所に確認された場合は、個別に対応します。 等

3.工事後の取り組み(モニタリング等)

- 工事実施時の配慮事項や環境のモニタリング結果を環境保全措置実施状況報告書としてとりまとめ、定期的に公表します。



環境保全に関する説明状況



低騒音型建設機械の採用



粉塵の付着状況の確認、散水状況

環境保全措置実施状況報告書公表(URL)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/araike/jigyoku/kankyo-houkokusyo.htm>